



CODAからの補足資料

2018年9月13日

一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構 (CODA)

代表理事 後藤 健郎

- ①「クラウドフレア」への削除要請
- ②米国ドメイン差押え
- ③広報啓発活動
- ④(参考)サイトブロッキングの効果報告書



①「クラウドフレア」への削除要請

	Cloudflare (2016/10/24～2018/06/19)
削除要請数	9,200件 (Anitube 1,651件)
結果	削除は行われませんが、以下情報が開示される。 <ul style="list-style-type: none">・Hosting Provider・Abuse Contact(メールアドレス)
	開示された情報に基づき削除要請を送ってもほとんどのサイトは削除に応じない。

※Anitubeへの直接の削除要請(2016/4/1～2018/3/31)
1,943件要請し、3件削除(削除率 0.15%)



②米国ドメイン差押え

●対象

- 「.com」を使用し日本コンテンツを大量に侵害する海賊版サイト
- 「.info」を使用し日本コンテンツを大量に侵害するリーチサイト

●米国国土安全保障省(DHS)移民関税執行局(ICE)

National Intellectual Property Rights Coordination Center

IPRセンターへ「Referral」の提出(2015年9月)と、協議(2015年11月)

- ドメイン差押えの初期の目的は達成し、現在は長期的な捜査により、犯罪組織の検挙に注力している。
- ドメインやサーバーが米国に存在したとしても、その犯罪行為の対象コンテンツが米国以外の国のコンテンツであった場合、行える行動は制限されてしまう(米国の知財保護が目的)。
- ついては、民事による当該サイトの差止め請求(仮処分)を勧める。



③ 広報啓発活動

日中韓3カ国「知的財産を守ろう」協同キャンペーン

- 子ども向け(左)／中高生以上向け(右)のポスター、動画をそれぞれ作成
- 子どもたちから大人まで広く皆さんが「海賊版や違法サイトを見ない・買わない」ことがもっとも有効な解決策であることを分かりやすく解説
- **2018年3月24日(土)0:00スタート**
- YouTube動画再生数は、公開から5日で12万回を突破(経済産業省 日中韓文化コンテンツ産業フォーラム共同事業)



不正商品対策協議会(ACA)の活動

- 著作権を守ろう!
ポスターコンクールの実施(警察庁・文部科学省後援)
- 「ほんと? ホント! フェア」を全国各地で開催(知的財産戦略本部はじめ関係各省後援)





④(参考) サイトブロッキングの効果報告書

情報技術・イノベーション財団(ITIF) Nigel Cory氏 2016年8月22日発表レポートから引用
「ウェブサイトブロッキングが『インターネットを壊す』ことなく、

オンライン侵害をどのように抑制しているのか。」

<https://itif.org/publications/2016/08/22/how-website-blocking-curbing-digital-piracy-without-breaking-internet>

(参考) Information Technology and Innovation Foundation (ITIF)

ワシントンDCに所在する米国の非営利シンクタンク。技術革新を促進する公共政策を専門領域とする。University of Pennsylvaniaは、ITIFを科学技術に関する米国の最も権威あるシンクタンクと評価しており、世界ではドイツのMax Planck Instituteに次ぐとしている。

多くの国が違法な活動(サイバー犯罪、児童ポルノ、テロリズム等)を行うウェブサイトへのアクセスのブロックを国内ISP事業者に対して命じている。なぜなら、海外においてホストされる違法なコンテンツに対する数少ない可能な手段の一つだからだ。しかし、違法な活動を行うウェブサイトへのブロックを命じる国であっても、例えばデジタル海賊版の減少のような、その他の正当な政策目的については、映画、音楽、その他の著作権により保護される作品の**違法コピーを頒布するウェブサイトのブロックをISP事業者に命じることを躊躇する国もある。その結果、インターネット上の海賊版は衰えることなく存続する。**ところが、デジタル海賊版と戦うためにウェブサイトのブロッキングを行う国においては、ユーザーをオンライン上の著作権コンテンツの非合法配布サイトから合法配布サイトへと誘導することに効果を上げ続けている。

(中略)



④(参考) サイトブロッキングの効果報告書

ブロッキングは自由でオープンなインターネットと正反対のものではない。インターネットの自由を最も声高に支持する者も、何らかのオンライン上のコンテンツを削除するか、またはアクセスを制限すべきであることは正当であると認識している。例えば児童ポルノを掲載するサイトだ。同時に、数多くの政府の中には、インターネット上のコンテンツに対して過度に広範な網を敷くことができ、また実際にしているものもある。それらの政府は、違法でない、権力者を不快にさせるだけのインターネット上のコンテンツを削除したり、それに対するアクセスを制限したりしている。したがって、インターネットの自由に関する主要な問題は、インターネットは完全に自由で政府が無制限の検閲権限を持たせるべきかどうかではなく、むしろ、適切な線引きが行われるか、どのように線引きされるか、どのように実施されるかという点である。

国際的にオープンなインターネットを守ることは、政府の重要な役割であり、特に民主的に選ばれた政府にとってはそうだ。違法なオンライン上のコンテンツに対するアクセスについて制限を設けるべきと主張することは、オープンなインターネットの原理を侵すものではなく、オープンで自由なインターネットを推進する政府の正統性を制限するものでもない。そして特に、デジタル海賊版(単に非道徳的であるだけでなく、明らかに違法な行為)の世界における広がりを踏まえれば、政府はこういったコンテンツに対するアクセスを制限すべく、もっと行動すべきだ。

米国のSOPAに関する辛辣な論争において、海賊版行為を行う海外ウェブサイトに対するアクセス制限に反対する人々は、ブロッキングは「インターネットを破壊する」と主張する。しかし、そのような破壊がどのように起きるのか、一部のブロッキングがSOPA論争前から実施されているにもかかわらず、なぜインターネットはまだ破壊されていないのか、彼らは決して十分に説明しない。しかし、インターネットの破壊に責任があると非難されたいと思う政策立案者はいなかった。それから5年後、我々にはエビデンスがある。同時に、少なくとも25ヶ国がブロッキングに関する政策や規制を発効させ、自由でオープンなインターネットの利益の保護とデジタル海賊版のような犯罪行為の阻止のより良いバランスを見出している。そして、それらの国ではインターネットは全く問題なく機能している。